

文教委員会報告資料【追加】

令和3年12月13日

報告事項件名	頁
(子ども家庭部)	
(1) 【追加】養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について・・・・・・・・・・	2

(教 育 委 員 会)

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和3年12月13日

件 名	【追加】養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内 容	<p>要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の支援対象としている子どもの家庭を訪問し、子どもの見守り（状況の把握）及び当該家庭の適切な養育を確保するため、以下のとおり、既存の養育支援訪問事業に生活指導支援を追加する。実施にあたっては、こども家庭支援課が要対協ケースを委託事業者につなげることで拡充していく。</p> <p>1 対象 子どもの養育に課題のある家庭で、家庭における状況の把握（見守り）及び生活指導支援が特に必要と考えられる家庭 【例】・ 養育力に困難を抱えている家庭 ・ 生活環境を整えることが難しい家庭 ・ 子どもへの家庭での教育力に課題のある家庭</p> <p>2 支援内容 対象の子どもの居宅を訪問し、子どもの状況把握及び生活指導支援を行う。 （1）家庭における子どもへの生活指導を通じ、必要とする基本的な生活習慣等が身に付くようにする。 （2）家庭における子どもとのかかわり方を保護者に示すことで養育力向上を図る。</p> <p>3 対象見込み 児童50名程度（年間）</p> <p>4 実施方法 子ども食堂等の団体へ単価契約により委託する。</p> <p>5 開始日 令和4年1月</p>
問 題 点 今後の方針	<p>子どもとのかかわり方にかかるスキルなど、支援力を必要とする事業であるため、委託事業者の支援力を育成する。</p>

《参考》 養育支援訪問事業（生活指導支援）の実施について

【令和2年度】

【令和3年度以降】

（国）養育支援訪問事業補助金を充当

足立区養育支援訪問事業（委託実施）

児童福祉法第6条の3第5項事業

- 1 内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問・養育に関する指導・助言等
- 2 支援機関、支援実績、経費（国1/3、都1/3、区1/3）

支援内容	支援機関 (委託等先)	支援実績	経費 (委託費-報償費)
育児家事支援	NPO法人：1団体 社会福祉法人：1団体 ほっとほーむ協力員：25名	39名 訪問541回	3,195,200円
預かり・送迎支援	NPO法人：3団体	13名 訪問342回	1,859,600円

足立区養育支援訪問事業（委託実施）

児童福祉法第6条の3第5項事業

- 1 内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問・養育に関する指導・助言等
- 2 支援機関、支援実績、経費（国1/3、都1/3、区1/3）

支援内容	支援機関 (委託等先)	支援見込み	経費 (委託費-報償費)
育児家事支援	NPO法人：1団体 社会福祉法人：1団体 ほっとほーむ協力員：25名	(3,4年度) 50名 訪問650回	(3,4年度) 3,750,000円
預かり・送迎支援	NPO法人：3団体	(3,4年度) 20名 訪問540回	(3,4年度) 3,000,000円
生活指導支援	子ども食堂等の団体 ※今後、事業内容説明・協力を依頼する。	(3年度) (1月~3月) 10名 訪問60回 (4年度) 50名 訪問300回	(3年度) 300,000円 3年度においては(国)2年度予算の繰越分を充当10/10 (4年度) 1,500,000円

（国）養育支援訪問事業補助を充当予定

足立区支援対象児童等見守り強化事業（補助金）

休校、休園の中での単年度事業

- 1 内容
児童の見守りが必要な家庭を訪問し、生活指導等を支援する子ども食堂等の団体への補助金交付
- 2 支援機関、支援実績、経費（国10/10）

支援内容	支援機関 (補助申請団体)	支援実績	経費 (団体への補助額)
生活指導の支援	(任意団体) あだち子ども食堂 たべるば	9名 訪問130回	6,188,000円
	(NPO法人) キッズドア	3名 訪問0回	522,000円

委託事業に組替

12名から50名に拡大

（国）支援対象児童等見守り強化事業補助（2年度単年度予算事業）を充当